

「いじめ防止基本方針」

坂井市立坂井中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和5年4月1日 改定

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明確にするとともに、いじめの防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、教育活動全体を通じ、日頃からすべての生徒に「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは人権問題である」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努めます。

また、未然防止の観点から、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことで、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。

そして、早期発見・事案対処の視点から、教職員のいじめに関する正しい認識と共通理解・共通行動も不可欠です。そして、すべての生徒によりよく生きる力を育成するためにも、この基本方針に掲げる行動計画を実行していきます。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校では、生徒一人一人が他者に対する理解を深め、互いに信頼し合う態度を育成するため生命や人権を大切に、友情の尊さや信頼の醸成、生きることのすばらしさに気づく人に育てることを重視します。
- (2) 本校では、すべての生徒に対し、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながら見捨てない見逃さないこと、さらに、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるように努めていきます。
- (3) 本校では、生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、家庭・地域・関係機関と連携していじめ防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの基本認識（全職員が共通認識していること）

- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得ることである。
- いじめは、学校・教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。

- いじめは、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、日々の教職員の目配り・気配り・心配りが大切であり、生徒指導によって防止できる問題である。
- いじめは、教職員一人一人が、生徒の抱えるさまざまな問題にしっかりと向き合うことで防止できる問題である。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われていることが多いこと。
- いじめは、特定の教職員で問題を抱えこむことなく、組織的な対応を機能的に行うことが重要である。
- いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示します。それは、生徒に学校生活を送る上での安心感を与えることは、いじめの加害行為の抑止につながるからである。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

学校のさまざまな機会に、生徒一人一人を「認める」ように努める。学級活動以外にも、学校行事、生徒会活動、部活動、清掃活動などに普段から目を配り、活動中の生徒に声かけをして、良いところや頑張っているところを称揚していきます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止対策の取組に係る項目を学校評価に位置付け、いじめ防止対策の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒は、学校に楽しく通っていると思いますか。
- ・生徒は、望ましい人間関係を築いていると思いますか。
- ・生徒は、自分やまわりの人を大切に行動していると思いますか。
- ・生徒は、安全なネット利用ができていると思いますか。

【生徒】

- ・学校に通うのは楽しいですか。
- ・学級や部活動などにおいて、望ましい人間関係をつくることができましたか。
- ・自分自身やまわりの人を大切にする行動をとることができましたか。
- ・安全なネット利用ができましたか。

【保護者】

- ・お子様は、学校に楽しく通っていると思いますか。
- ・お子様は、望ましい人間関係を築いていると思いますか。
- ・お子様は、自分や周りの人を大切に行動していると思いますか。
- ・お子様は、安全なネット利用ができていると思いますか。

(3) 未然防止のための取り組み

①学校と家庭、地域の連携に立った開かれた学校づくり

- ・「開かれた学校」の観点に立ち、いじめの対処方針や年間指導計画など、いじめ防止対策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等に理解や協力を求めます。重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知します。
- ・体験学習（職場体験、ボランティア体験、福祉体験等）を充実させ、社会体験活動の充実を図っていきます。
- ・学年・学級懇談会の実施や学校開放日を設定し、保護者の意見や情報を受け止めながら、つねに連携していく姿勢を取ります。
- ・必要に応じてSC、SSW、ライフパートナー、適応指導教室などの外部人材の活用や警察、児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

②「心の居場所づくり」「絆づくり」の場としての学校づくり

- ・生徒、保護者が気軽に相談できる体制を整え、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。
- ・生徒会が主体となって行ういじめ防止に向けた運動や全校での交流活動など、協同的な活動を通して、互いに認め合い励まし合う「絆づくり」ができる場を準備します。
- ・学級活動にポジティブ教育を積極的に取り入れ、生徒一人一人の良さを認めた温かい学級づくりに努めます。
- ・学校行事等については各学年部会で系統的、継続的に取組みを考え、教務部と調整しながら、年間計画に位置づけます。

③集団適応力の育成に向けた道徳教育や特別活動の充実

- ・人間性豊かな心を育む道徳教育を推進し、発達段階に応じた指導を計画的に実施します。
- ・生徒たちが人の心の痛みを思いやることができるよう、人権意識の啓発に努め、偏見や差別を許さず、互いの価値を認められるような豊かな人間性や社会性を育みます。

④夢を広げ、目的意識を育てる指導の工夫改善

- ・人のために役立つ喜びや人とのつながりを感じる心豊かな生徒の育成の取組みとして、キャリア教育の充実を図ります。
- ・自己の役割を果たすことによって責任感や連帯感を育てる部活動の充実を図ります。
- ・生徒会が主体的に関わりながら生徒心得（Sakachu Life）の見直しを図ります。

⑤「分かる授業」に向けた工夫改善

- ・すべての生徒が参加し、活躍できるための授業改善を図ります。「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業づくりのあり方について公開授業や授業研究を行い、規律ある、楽しく分かる、生徒同士の学び合いができる教育に努めます。授業改善を図るため、研究推進委員会・学習部で授業研究を推進します。
- ・丁寧な学習指導に努め、家庭学習や補充指導の充実を図るとともに、日々の宿題、長期休業中の課題について工夫改善に努めます。

⑥校種間連携など発達段階に応じたきめ細かい配慮

- ・町内4校の小学校6年生を対象とした小中連携交流事業を実施して、児童が中学校の現状を理解し、他の小学生との交流を深めることができるよう取組みを工夫していきます。

⑦特に配慮が必要な生徒への適切な指導等

特に配慮が必要な生徒について、日常的に、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

⑧情報モラルに関する取組

- ・校内において生徒・保護者を対象とした「情報モラル教室」や「ひまわり教室」を開催するなど問題解決に向けて、保護者や家庭との連携を推進します。(通信機器の管理)
- ・ネット上に他人の悪口や嫌がらせを書き込むことは、犯罪であることを指導していきます。(侮辱罪、名誉毀損罪)
- ・ネット上の不適切な書き込みについては、直ちに削除する措置を取ります。(プロバイダに対して要求)
- ・必要に応じて、警察や法務局および地方法務局へ協力要請を行います。(関係機関へ協力要請)
- ・坂中スマートルール遵守を徹底し、保護者への啓蒙を図りながら、規範意識を高めます。(坂中スマートルール)

⑨SOSの出し方に関する教育

- ・危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことなどができるような教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○自己チェックの活用

①日記(ライフ<明日に向かって>)の活用

- ・1日の学習状況や日常生活を振り返らせる日記(ライフ)を活用します。
- ・学期はじめに「スタートチェック」(アンケート)を行います。

②保護者に対するいじめ調査の実施

- ・保護者対象の「悩み・いじめ調査」を実施し、いじめ等の早期発見に努めます。

③教育相談体制の充実

- ・学期ごとに教育相談週間を設け、悩み・いじめ調査と個別の面談を通して、悩み等を把握します。生徒が話しやすい雰囲気をつくり、まずは、生徒とのよりよい人間関係を築きます。

④個人状況・学校対応状況シートの作成

- ・2日連続欠席の生徒に対し、各担任が電話連絡や家庭訪問を行い、些細な兆候も見逃さないようにします。
- ・3日連続欠席の生徒に対し、「支援チーム」を組織し、「ケース会議」にて手立てを考え、支援体制を確立します。

- ・累計5日の欠席の生徒に対し、「状況シート」を作成し、継続的な支援を行います。

⑤教職員に対するいじめ調査の実施

- ・教職員対象にアンケート調査を実施し、生徒の状況について共通理解を図ります。

(5) いじめの事案対処

①いじめの事実確認

- ・担任だけでなく学年で、いじめについて「いつ」「どこで」「だれが」「だれを」「どんなことに」「どうしたのか」について、いじめを受けた側・いじめをした側から事実を確認します。
- ・いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係などから情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。
- ・いじめの兆候を発見した場合においては、問題を軽視することなく、必要な対応します。

②いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底させることを前提に、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為である認識を生徒に持たせます。
- ・いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがある生徒を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示します。
- ・いじめられている生徒への心のケアに、担任、教育相談担当等関係者は特に心がけます。
- ・いじめの事実確認の上、事情をすみやかに保護者に連絡し、今後の対応について相談し、保護者の納得のいく指導を心がけます。

③いじめを行った生徒に対する指導とその保護者への助言

- ・いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行います。
- ・さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、必要に応じて、いじめられた生徒を守るために、いじめたとされる生徒に対し、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとります。
- ・いじめを行う生徒に対しては、有効であれば、一定期間、校内においてほかの生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導を行います。
- ・いじめを行う生徒の保護者には、学校側の対応について、十分な説明を行い、また理解を求めます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3か月を目安）継続していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないということが本人及びその保護者に対する面接等により認められること。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会そして市長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、学校は事実関係を明確にするための調査に協力します。
- ・いじめ被害者及びその保護者へ、いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか、などの経過を報告します。その際、プライバシー保護には十分配慮します。
- ・加害者への成長支援の観点を位置づけます。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

< 構成員 > 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当等

< 活 動 > ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・構成員に外部人材（弁護士・警察官経験者など）の参画の推進

(2) いじめ対応サポート班

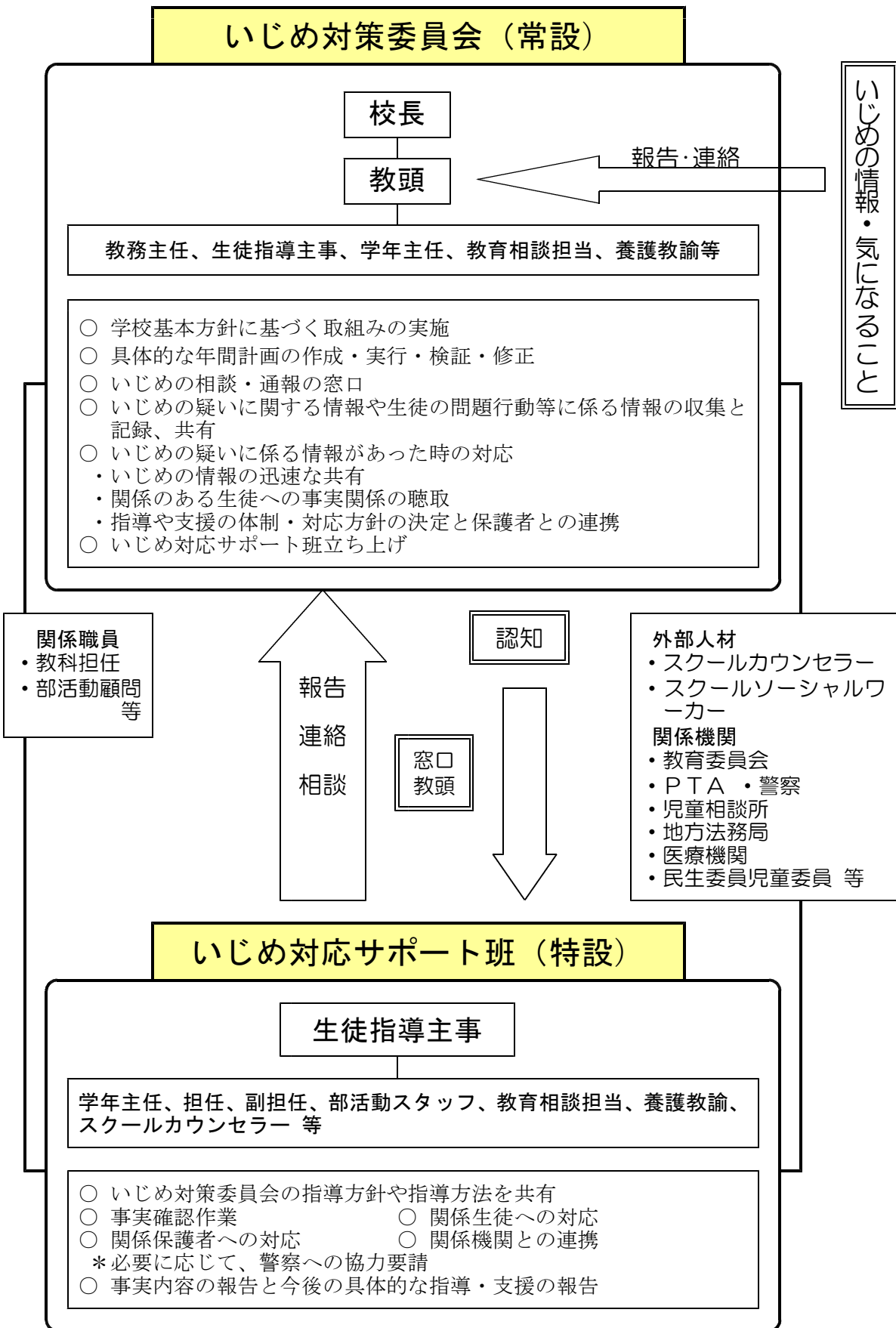
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」をすみやかに設置し、いじめの早期解

決に向けた取組みを行います。

< 構成員 > 生徒指導主事、学年主任、担任、副担任、部活動スタッフ、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

< 活 動 > ・いじめられた生徒の安全確保

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集（関係生徒、保護者との）
- ・継続的な支援（いじめられた生徒への）と指導（いじめた生徒への）
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携



	教員の動き等	生徒の活動等				
		1年生	2年生	3年生		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会設置 基本方針の確認 年間計画の策定 ○職員会議 生徒状況、具体的内容報告 年間計画周知 ○PTA総会 【基本方針の公表】 いじめ対応サポート班 いじめ発生時において対応 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">スタートチェック（いじめの自己チェック）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">スマートルール集会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートルールの作成 ・情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">道徳 B－（6）思いやり・感謝</div>				
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導定例会 （月4回実施） ○第1回教育相談部会の開催 ○ポジティブ教育 ○授業研究会 自ら学ぶ意欲を高める 学習面の工夫・改善 ○心のアンケートをもとに教育相談 ○個人状況・学校対応状況シート作成 	校外学習	校外学習	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">道徳 B（9）相互理解・寛容</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">指導主事訪問公開授業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">心のアンケート（いじめ・悩み調査）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">教育相談週間</div>		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域・学校協議会 ○生徒指導定例会 ○第2回教育相談部会 ○アセス ○担任による教育相談 ○ポジティブ教育 ○個人状況・学校対応状況シート作成 		キャリア教育 （職場見学学習）	修学旅行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">道徳 C－（11）公正、公平</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">アセス</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">道徳 D－（19）生命の尊さ</div>	

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 取り組み評価アンケート① の分析 ○生徒指導定例会 ○第3回教育相談部会 ○個人状況・学校対応状 況シート作成 ○ポジティブ教育 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">取り組み評価アンケート②</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 体育祭・文化祭の計画 ・コミュニケーション力の育成 ・個々の生徒の能力や特性の伸長 </div> <p>情報モラル教育</p>	<p>情報モラル教育</p>	<p>薬物乱用防止教室</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 1学期アンケートの分析 ○職員会議 重点事項の確認 ○校内研修 いじめに関する校内研修会 ○個人状況・学校対応状 況シート作成 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 地区活動（夏季休業中） ・地域の一員としての自覚 ・行事に主体的に参加する態度の育成 </div>		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 2学期への取り組み ○通信等で情報発信 ○生徒指導定例会 ○小・中連携事業 他校種との連携強化 ○個人状況・学校対応状 況シート作成 ○ポジティブ教育 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">スタートチェック（いじめの自己チェック）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 体育祭・文化祭 ・コミュニケーション力の育成 ・個々の生徒の能力や特性の伸長 ・行事に主体的に参加する態度の育成 ・より良い人間関係の構築 </div>		

[10~12月]

坂井市立坂井中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○授業研究会 ○第4回教育相談部会 ○生徒指導定例会 ○個人状況・学校対応状況シート作成 ○心のアンケートをもとに教育相談 ○ポジティブ教育 	校外学習	校外学習	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・人権週間に関する校内研修会 ○第5回教育相談部会 ○生徒指導定例会 ○家庭・地域・学校協議会 ○アセス ○担任による教育相談 ○個人状況・学校対応状況シート作成 ○ポジティブ教育 			
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 2学期取り組みアンケート②の分析 1学期末との比較 ○第6回教育相談部会 ○個人状況・学校対応状況シート作成 ○ポジティブ教育 			

[1～3月]

坂井市立坂井中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 2学期振り返り 3学期に向けて ○心のアンケートをもとに教育相談 ○個人状況・学校対応状況シート作成 ○ポジティブ教育 		<p>立志のつどい</p>	
		心のアンケート・生活自己チェック (いじめ・悩み調査)		
		教育相談週間		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域・学校協議会 ○チャットルーム 不登校生徒親の会 ○第7回教育相談部会 ○生徒指導定例会 ○小中連携交流事業 ○入学説明会 ○個人状況・学校対応状況シート作成 ○ポジティブ教育 	小中連携交流事業		
		道徳 C- (15) よりよい学校生活、 集団生活の充実		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 取り組み評価アンケート③ の分析 ○新年度に向けて計画の見直し ○職員会議 課題・計画の確認 ○個人状況・学校対応状況シートの提出 ○ポジティブ教育 		<p>取り組み評価アンケート③</p>	
		卒業生を送る会		
			卒業式	
		道徳の学びを振り返ろう		